

羽生市公式ホームページリンク掲載基準

1 趣旨

羽生市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）と外部のホームページ（市ホームページ以外のホームページをいう。以下同じ。）とのリンクを設定する場合の基準を次のとおり定めます。

ただし、市ホームページ上のバナー広告に関する取扱については、「羽生市のホームページ広告取扱基準」のとおりとします。

2 市のホームページから外部のホームページへのリンク

(1) リンク設定の原則

市ホームページから外部のホームページへリンクを設定する場合、政策的に必要なリンクを除き、リンク先となるホームページに掲載されている情報が市民にとって有益なものであり、以下の(3)、(4)の条件を満たすものとします。

(2) リンクの前提条件

リンクを設定したことにより、羽生市がリンク先のホームページの内容等を推薦するものではありません。リンク先のホームページの内容は、そのホームページの管理者等に帰属し、羽生市の管理ではないため、それらについて羽生市はいかなる責任も負わないものとします。また、リンク先との取引や閲覧等により生じたトラブルについては当事者間で解決するものとし、羽生市は一切関与しないものとします。

(3) リンクの対象となるホームページ

市ホームページからリンクすることができるホームページの提供元は次のとおりとします。

- ア 官公庁・教育機関及びそれに関連する機関
- イ 羽生市から補助金等の交付を受ける団体等
- ウ 公益法人及び公益性の認められる非営利民間団体
- エ 公益性が高く、市民生活に有益と認められる団体等
- オ 羽生市に関連する情報を発信する団体等
- カ その他市長が必要と認めるもの

(4) リンク設定の条件

リンク先のホームページの内容等は、次に掲げる要件をすべて備えているものとしします。

- ア 個人情報の取り扱いについて、十分な配慮を行っているもの
- イ ホームページの主な内容が、宣伝又は営業活動でないもの
- ウ 公序良俗に反する内容又はこれに類する内容を掲載していないもの
- エ 著作権法その他の関連法令に反する内容を掲載していないもの
- オ 政治又は宗教活動に関する内容を掲載していないもの
- カ 個人、団体等を誹謗又は中傷する内容を掲載していないもの

(5) リンク掲載場所

市ホームページ右下の「リンク集」に掲載するものとしします。ただし、市の施策等に関する情報など必要がある場合には、各部局の該当するページ等に掲載できるものとしします。

(6) リンクの解除

次の場合、市は、リンク先の管理者等へ連絡を行うことなく、リンクの設定を解除することができるものとしします。

- ア 前に規定する(3)又は(4)の要件に欠けていることが判明したとき
- イ 長期にわたりリンク先のホームページが表示されていないとき、又は当該ホームページの実態が存在しなくなったとき
- ウ その他市長が必要と認めるとき

(7) 免責事項

市ホームページからリンクの設定を行わなかったことにより、またはリンクを途中解除したことにより発生したいかなる問題に関しても、市は一切の責任を負わないものとしします。

3 外部のホームページから市ホームページへのリンク

(1) リンク設定の原則

外部のホームページから市ホームページへのリンクは、行政運営に支障のない範囲において制限しません。この場合における市ホームページへのリンクは、原則としてトップページとし、リンク先が市ホームページであることを明記するものとしします。

(2) リンク的前提条件

リンク元の外部のホームページの管理者、内容等については、羽生市はいかなる責任も負わないものとし、当該ホームページの内容は、その管理者等に帰属し、羽生市とは関係のないものとし、また、リンク元の外部のホームページとの取引や閲覧等により生じたいかなる損害についても、市は一切関与しないものとし、当事者間で解決するものとし、

(3) リンクの解除

外部のホームページが次のいずれかに該当する場合は、リンクの取り消しを要求するものとし、

- ア 公序良俗に反するもの
- イ アダルトコンテンツ（性描写、暴力的描写等）を含むもの
- ウ 犯罪行為に結び付くもの又は違法な内容を含むもの
- エ 個人、団体等の名誉、人権、財産若しくはプライバシーを侵害する内容又は個人、団体を誹謗中傷する内容を含むもの
- オ 特定の政党、政治団体、宗教団体、思想又は宗教に対する支持又は不支持を表明する内容を含むもの
- カ 不正なアクセス又はシステムの停止を引き起こす内容を含むもの
- キ 外部のホームページが、フレーム内表示等により市ホームページであるかのように表示され、利用者の誤解を招くおそれのあるもの
- ク その他適当でないと市長が認めるもの

(4) 免責事項

市ホームページの内容変更や移動があっても、リンクを設定した外部のホームページの管理者等への通知は行いません。

4 その他

この基準に定めるほか必要な事項については、市長が別に定めるものとします。